（海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令の一部改正）

第五条　海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令（平成二十年国土交通省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

（日本船舶・船員確保計画の認定の申請）

第一条　（略）

2　前項の申請書の正本及び副本には、次に掲げる書類をそれぞれ添付するものとする。

一・二　（略）

三　個人にあっては、次に掲げる書類

イ　戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し

ロ　（略）

3・4　（略）

（報告等）

第十二条　（略）

2　前項の報告書には、当該報告書に記載する日本船舶について、報告に係る認定日本船舶・船員確保計画の計画期間内において他人が作成する日本船舶・船員確保計画及びその実施状況に関する前項の報告書に記載されないことを証する書類を添付するものとする。

3　認定日本船舶・船員確保計画に準日本船舶（法第三十九条の五第七項に規定する準日本船舶をいう。以下この項及び次項において同じ。）の確保に係る事項が記載されている場合には、第一項の報告書には、前項に規定するもののほか、当該認定事業者が運航する全ての準日本船舶の名称、国際海事機関船舶識別番号及び同条第五項の規定による準日本船舶の認定（次項において単に「認定」という。）の日を記載した書類を添付するものとする。

4　国土交通大臣は、前項の書類に記載された準日本船舶のうちに、法第三十四条第一項に規定する日本船舶・船員確保基本方針に基づき日本船舶の確保並びにこれに乗り組む船員の育成及び確保に関する措置に関連して実施される準日本船舶の確保に関する措置の対象となる準日本船舶（以下この項において「特定準日本船舶」という。）に該当するものがある場合には、速やかに、当該認定事業者に対し、次に掲げる事項を記載した確認証を交付するものとする。

一～三　（略）

別表第四　（第十条及び第十一条関係）

（略）	（略）
船員法施行規則	第七十七条の六の九第二項（第七十七条の六の二十一及び第七十七条の六の二十六において準用する場合を含む。）
（略）	（略）
船員労働安全衛生規則	第八十四条第二項（第九十一条の六及び第九十六条において準用する場合を含む。）
（略）	（略）

改正前

（日本船舶・船員確保計画の認定の申請）

第一条　（略）

2　前項の申請書の正本及び副本には、次に掲げる書類をそれぞれ添付するものとする。

一・二　（略）

三　個人にあっては、次に掲げる書類

イ　戸籍抄本

ロ　（略）

3・4　（略）

（報告等）

第十二条　（略）

2　前項の報告書には、当該報告書に記載する日本船舶について、報告に係る認定計画の計画期間内において他人が作成する日本船舶・船員確保計画及びその実施状況に関する前項の報告書に記載されないことを証する書類を添付するものとする。

3　認定計画に準日本船舶（法第三十九条の五第五項に規定する準日本船舶をいう。以下この項及び次項において同じ。）の確保に係る事項が記載されている場合には、第一項の報告書には、前項に規定するもののほか、当該認定事業者が運航する全ての準日本船舶の名称、国際海事機関船舶識別番号及び法第三十九条の五第三項の規定による準日本船舶の認定（次項において単に「認定」という。）の日を記載した書類を添付するものとする。

4　国土交通大臣は、前項の書類に記載された準日本船舶のうちに、法第三十四条第一項に規定する基本方針に基づき日本船舶の確保並びにこれに乗り組む船員の育成及び確保に関する措置に関連して実施される準日本船舶の確保に関する措置の対象となる準日本船舶（以下この項において「特定準日本船舶」という。）に該当するものがある場合には、速やかに、当該認定事業者に対し、次に掲げる事項を記載した確認証を交付するものとする。

一～三　（略）

別表第四　（第十条及び第十一条関係）

（略）	（略）
船員法施行規則	第七十七条の六の九第二項
（略）	（略）
船員労働安全衛生規則	第八十四条第二項
（略）	（略）